

農薬中毒と危被害を防止しましょう。

農薬を正しく使いましょう〔正しく使うための基本〕

- 1.ラベルをしっかり読み、よく理解してから使用する。
- 2.散布の時は飛散に注意する。
- 3.散布後は、器具をよく洗う。
- 4.いつも必ず記帳する。

ラベルの絵表示に従って保護具を着用しましょう

農薬用
マスク



鼻や口から吸い込むことを防ぎます

手袋



皮ふへの接触を防ぎます

メガネ



目に入るのを防ぎます

防除衣



体全体への接触を防ぎます

体に異常を感じたら診断を受けましょう

お医者さんへは下記の点をお伝えください。

- 1.異常時の状況は…体のどこが？、どんな具合？、いつから？
- 2.使った農薬は？…
名称は？、取扱量は？、取扱時間は？
- 3.農薬の現物あるいはラベルを持っていきましよう



処置法など不明なことは、医師から下記にお尋ねください。

(財)日本中毒情報センター(中毒110番)

電話番号	一般市民専用電話 (情報提供料:無料)	医療機関専用有料電話 (情報提供料:1件 2,000円)
大阪 (365日、24時間対応)	072-727-2499	072-726-9923
つくば (365日、9~21時対応)	029-852-9999	029-851-9999

周辺に気を配り散布しましょう



- 1.風向きに注意し、近くの住宅や隣接作物に飛散しないよう注意しましょう。
- 2.近所の人とよく連絡を取り合い、事前に、散布の日程、場所を知らせましょう。

散布液の残り、器具の洗浄液は適正に処理しましょう

- 1.使用量に合わせて、散布液を調製するのが基本です。
- 2.散布液の残りが出ないように、均一、適正量散布に心がけ、防除圃場で使い切りましょう。
- 3.器具の洗浄は、河川等水系には流さず、周辺への流亡にも注意してください。

空容器は適正に処理しましょう



- 1.野焼きは禁止です。
- 2.プラボトルなどの容器内に付着した農薬が残らないように、3回以上洗浄しましょう。
- 3.地域の共同回収、処分システムを活用しましょう。
- 4.許可された産業廃棄物業者などに委託しましょう。

廃(不要)農薬は適正に処理しましょう

- 1.容器内に農薬を残したまま捨てないでください。
- 2.不要な農薬が出た場合は産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。
- 3.基本は必要量の購入です。

農薬はきちんと保管していますか？



農薬は

きちんと保管して
正しく使いましょう！

お問い合わせ先

公益社団法人 緑の安全推進協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-3-4

TEL. 03-5209-2511 FAX. 03-5209-2513

ホームページアドレス <http://www.midori-kyokai.com>

農薬工業会

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-3-6 宗和ビル4階
TEL. 03-5649-7191 FAX. 03-5649-7245

ホームページアドレス <http://www.jcpa.or.jp>

農薬専用の保管場所をつくり、
必ず鍵を掛けましょう。

- 保管場所は、食品と区別して、直射日光の当たらない、冷涼で、乾燥したところに設置する。
- 毒物・劇物の農薬は専用の保管庫に入れ、「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示をする。
- 保管場所には、耐震性、難燃性を考慮する。
- 保管時に特別な注意が必要な農薬は、ラベルに表示されている保管管理方法に従って、分けて保管する。
- 除草剤は、他の殺菌剤や殺虫剤とは分けて保管する。(誤使用防止のため)

医薬用外毒物

医薬用外劇物



在庫台帳を備え、入庫と出庫の
記録をつけましょう

- 有効年月もチェック。期限切れ製品の使用を避け、廃棄処理の無駄をなくす。
- 盗難防止の処置をし、盗難にあった場合、警察等に届出する。
- 紛失や漏洩、流出した場合は、速やかに警察や病害虫防除所、普及指導センター、保健所等へ連絡する。

注意

- 他の容器への移し替えは絶対にしない。
- 万一の破損に備えて、トレーなどで混ざらないように工夫する。また、農薬が流出した時に備え吸収用の砂などを用意する。
- 保護具(マスク、メガネなど)はいっしょに保管しない。(汚染防止のため)